

令和元年度

都道府県公共施設状況調査作成要領

総務省自治財政局財務調査課

令和元年度都道府県公共施設状況調査作成要領

1 調査の目的

都道府県における公共施設の現況を把握して、住民福祉の向上と都道府県の能率的な行政に資するための資料を作成することを目的とするものである。

2 調査対象団体

全都道府県

3 調査時点

後記の各項目において示している調査時点による。

4 調査範囲

- (1) この調査は、当該団体が所有し、又は管理している公共施設等のうち、原則として、普通会計に属するものを対象とするが、一部の事項については、公営企業会計に属するものも含まれるものである。
- (2) 一部事務組合のうち「港湾」の一部事務組合について、都道府県と市町村とで構成している一部事務組合については、都道府県施設として扱うものとし、同級団体で構成する一部事務組合については事務所所在都道府県営施設として扱うものである。

5 作成要領及び注意事項

- (1) 各調査表の太線の枠内の数値は、次の事項に留意の上、所定の欄に所要の数値のみを入力すること。
ア該当のない項目の欄は空欄とし、一、0、……等を入力しないこと。
イ計数は、単位及び桁数の誤りがないように注意して入力すること。
ウ計数は、表示単位未満を四捨五入し、表示単位まで入力すること。
- (2) 各施設の「専任職員数」には、当該施設に勤務することを本務とする職員数（管理・運営を委託している場合の委託先の職員を含む。）を入力するものであり、常時本庁に勤務していながら施設の事務を行う職員や当該施設以外の施設等に常時勤務していて当該施設の長を兼務している職員等は含めないこと。なお、常勤的な臨時職員（常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務することとして定められている者で、その勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続き12箇月を超えるものをいう。）を含めること。
- (3) 各調査表の「前年度報告数値（B）」欄には、前回調査数値をそのまま入力すること。
「A-B」欄には、今回調査の数値から前回調査の報告数値を差し引いた数値を入力すること。

1 道路（調査表 01 表）

- (1) 調査時点 令和 2 年 4 月 1 日現在
- (2) 「道路」には、都道府県知事が認定したもののうち、道路法第 17 条第 1 項の規定により、指定都市が管理している都道府県道を除いたものを入力すること。ただし、道路法第 48 条の 13 第 1 項の「自転車専用道路」、同条第 2 項の「自転車歩行者専用道路」及び同条第 3 項の「歩行者専用道路」は含めないこと。また、道路法第 17 条第 2 項の規定による都道府県道がある場合は、この調査に含めること。国道は除かれるものであること。
なお、「主要地方道」は、道路法第 56 条の規定により国土交通大臣の指定する都道府県道をいい、「一般都道府県道」は、それ以外のものをいう。
- (3) 「実延長」には、道路法第 18 条第 2 項の規定による供用開始の公示がなされている道路の延長のうち、上級の道路の路線に重複している部分、渡船施設の部分及び有料道路に係る部分の延長を除きトンネル、橋りょう（横断歩道橋及び地下横断歩道は除く。）に係る延長を含んだものを入力すること。また、ダブルウェイについては両方の延長、面積を入力すること（道路施設現況調査の調査要領とは異なるので留意すること。）。
- (4) 「面積」には、「実延長」に係る道路の敷地面積（道路法施行規則第 4 条の 2 第 3 項第 8 号の規定に基づくもの。）を入力すること。
- (5) 都府県の境界にまたがる橋りょうに係る道路の延長については、道路台帳に基づき境界により分け、それぞれの団体において入力すること。
- (6) 入力に当たっては、道路台帳及び国土交通省の「道路施設現況調査」（令和 2 年 4 月 1 日現在）を参考にする。

2 都市公園等（調査表 02 表）

- (1) 調査時点 令和 2 年 3 月 31 日現在
- (2) 「都市公園等」の「都市公園」には、都市公園法第 2 条第 1 項の規定により都市計画区域内において都道府県が設置し、管理している都市公園（街区公園、近隣公園、運動公園、河川敷緑地等）について入力すること。したがって、児童福祉法第 40 条の規定による児童厚生施設である児童遊園は含めないこと。
- (3) 「都市公園等」の「その他」には、都市公園法に基づく都市公園以外の公園で、都市計画区域内において都道府県が設置し、管理している施設で公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものについて入力すること。
- (4) 令和 2 年 3 月 31 日現在工事が完了し、近く公園として開設予定のものを含むものである。
- (5) 本調査は、都道府県が現に管理（市町村、民間に委託しているものを含み、逆に市町村から委託されているものを除く。）している都市公園等について入力すること（民間が設置する都市公園等はありませんので、民間に管理を委託する場合はあっても、委託を受ける場合はない。）。
- (6) 入力に当たっては、地方自治法施行令第 166 条第 2 項に規定する財産に関する調書及び国土交通省の「令和元年度末都市公園等整備現況調査」を参考にする。

3 公営住宅等（調査表 02 表）

- (1) 調査時点 令和 2 年 3 月 31 日現在
- (2) 次に掲げる公営住宅、改良住宅及び単独住宅について都道府県が管理しているものを入力すること。したがって、調査日現在空家であっても都道府県が管理しているものは含め、分譲に係るものは除くこと。
 - ア 公営住宅
公営住宅法第 2 条第 2 号の規定による公営住宅をいう。
 - イ 改良住宅
住宅地区改良法第 2 条第 6 項の規定による改良住宅をいう。
 - ウ 単独住宅
公営住宅及び改良住宅以外の住宅で、都道府県が一般住民に賃貸するために建設したものをいう。
なお、都道府県が単独事業として建設した住宅以外の住宅も含むので留意すること。
- (3) 入力に当たっては、国土交通省の「令和 2 年度公営住宅管理に関する実態調査」を参考にする

4 港 湾（調査表 03 表）

- (1) 調査時点 令和 2 年 3 月 31 日現在
- (2) 都道府県が管理している港湾について入力すること。なお、都道府県加入の港務局又は一部事務組合が管理する港湾については、都道府県管理として扱うものであること（この場合、施設等の状況については、当該都道府県の区域外にわたる部分についても合わせて入力すること。）。
- (3) 港湾法施行令別表第 3 に掲げる港湾のうち、港湾施設に係る分については、この調査表に入力し、漁港施設に係る分については、漁港の調査表に入力すること。
- (4) 「けい留施設延長（m）」「公共施設」には、都道府県が設置し管理している施設の他に、国等が設置した施設で当該都道府県がその管理を委託されているものも含めた岸壁、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場の延長の合計を入力すること。
- (5) 「外かく施設延長（m）」には、外かく施設のうち、水門及びこう門を除き、防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁の延長の合計を入力すること。
- (6) 入力に当たっては、港湾台帳（令和 2 年 3 月 31 日現在）を参考にする

5 漁 港（調査表 04 表）

- (1) 調査時点 令和 2 年 3 月 31 日現在
- (2) 都道府県が管理している漁港について、漁港漁場整備法第 5 条の規定による次に掲げる区分により専用施設を含めて入力すること。
 - 第 1 種……その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
 - 第 2 種……その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの
 - 第 3 種……その利用範囲が全国的なもの（水産業の振興上特に重要な漁港として、漁港漁

場整備法施行令第2条の2に掲げられた特定第3種漁港を含む。)

第4種……離島その他辺地であって、漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

- (3) 港湾法施行令別表第3に掲げる港湾のうち、港湾施設に係る分については港湾の項に入力し、漁港施設に係る分については、この項に入力すること。
- (4) 「けい留施設延長」には、岸壁、物揚場、さん橋、浮さん橋及び船揚場の延長を入力すること。
- (5) 入力に当たっては、漁港台帳（令和2年3月31日現在）及び水産庁の「港勢調査」（令和元年1月1日～令和元年12月31日）を参考にすること。

6 児童福祉施設（調査表 05 表）

- (1) 調査時点 令和元年10月1日現在
- (2) 児童福祉法第35条の規定により設置された児童自立支援施設、障害児入所施設、常設保育所及びへき地保育所（いずれも管理・運営を委託しているものも含めること。）について入力するものであること。ただし、保育所以外については通園施設を除くこと。

保育所については、調査時点現在において、例えば豪雪等の理由で一時的に閉所している場合には、閉所時期における最も新しい時点において入力すること（例えば、9月1日以降閉所している場合は、8月31日現在）とし、また、季節保育所は除くこと。

障害児入所施設については医療型障害児入所施設及び福祉型障害児入所施設に分けて入力すること。なお、医療型障害児入所施設は、平成29年度調査までにおける肢体不自由児施設からの移行を想定し、福祉型障害児入所施設は、平成29年度調査までにおける知的障害児施設からの移行を想定しているが、「事業の主たる対象の障害の種類」に応じて入力すること。

- (3) 「県内対象者数」は、医療型障害児入所施設の欄については、肢体不自由により身体障害者手帳を所持するもののうち満18歳未満の者の数（令和元年10月1日現在）を、福祉型障害児入所施設の欄については、療育手帳の所持者のうち満18歳未満の者の数（令和元年10月1日現在）を入力することとし、この欄は施設を有していない団体についても入力すること。

7 老人福祉施設（調査表 06 表）

- (1) 調査時点 令和元年10月1日現在
- (2) 老人福祉法第15条の規定により都道府県が設置した養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（いずれも管理・運営を委託しているものも含めること。）について入力し、老人福祉法によらない施設は入力しないこと。

ア 「養護老人ホーム」

環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を入所させ、養護するための施設をいう。

イ 「特別養護老人ホーム」

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を入所させ、養護するための施設をいう。

ウ 「軽費老人ホーム」

無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与するための施設をいう。

8 保護施設（調査表 07 表）

- (1) 調査時点 令和元年 10 月 1 日現在
- (2) 生活保護法第 40 条の規定により設置された保護施設のうち、救護施設（管理・運営を委託しているものも含めること。）について入力するものであること。

9 知的障害者援護施設（調査表 07 表）

- (1) 調査時点 令和元年 10 月 1 日現在
- (2) 知的障害者福祉法旧第 19 条の規定により設置された知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設（いずれも管理・運営を委託しているものも含めること。）について入力するものであること。また、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者支援施設に移行したものも含めること。

10 その他施設（調査表 09 表）

- (1) 調査時点 施設の現況 令和 2 年 3 月 31 日現在
専任職員数 令和 2 年 4 月 1 日現在
令和 2 年 4 月 1 日開設の施設については、施設数及び職員数は計上しないこと。ただし、令和 2 年 3 月 31 日廃止の施設については、例外として令和 2 年 3 月 31 日現在の職員数を計上すること。
(2) 「本庁舎」には、当該団体の主たる事務所としての庁舎について、議会関係、警察関係、水道、工業用水道、軌道、自動車運送、地方鉄道、電気、ガス、病院事業関係として専用する部分を除いて入力すること。職員数（国の職員を含む。）、専任職員数、職員公舎についても上述に準じて入力すること。
「支庁、地方事務所」には、地方自治法第 155 条第 1 項の規定により設置された支庁、地方事務所及び同法第 156 条第 1 項の規定により設置された行政機関のうち保健所及び警察署を除く他の行政機関並びに分課として設置された事務所（土木事務所、林業指導所、物産あつせん所等）を入力すること。なお、「箇所数」の入力について、総合事務所については 1 箇所として取扱うこと。また、仮設物は含めないものとする。
(3) 「職員公舎」には、当該団体の職員用として設置された公舎（職員の福祉施設的な性質を有する宿舎は除く。）について入力し、庁舎又は他の調査表における施設の建物内に居住している職員の居住施設等は含めない。ただし、庁舎又は他の調査表における施設の敷地内に設置された建物で職員用の公舎（例えば守衛公舎等）として使用しているものは含めること。なお、知事公舎等についても含めること。「戸数」には、1 戸建以外の建物である場合は入居しうる戸数を入力すること。
(4) 上記(2)、(3)においては、民間等からの借上げ分についても含めること。
(5) 「県民会館」には、県民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として

設置された施設について入力すること。

- (6) 「図書館」には、図書館法第2条の規定による図書館（分館を含む。）について入力すること。

なお、分館とは、条例又は教育委員会規則により本館に所属して設置されたもので、施設設備がその用に供せられ、職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。

- (7) 「博物館」には、博物館法第2条の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設について、「総合博物館」、「科学博物館」、「歴史博物館」、「美術博物館」及び「その他（野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館、公文書館）」に区分して入力すること。

また、「面積」には、「総合博物館」、「科学博物館」、「歴史博物館」及び「美術博物館」については建物延面積を、「その他」については敷地面積をそれぞれ入力すること。

- (8) 「体育施設」には、体育館、陸上競技場、野球場及びプール（学校の附属施設は除く。）について入力すること。なお、「プール」には、水面に係る面積が150㎡以上のものについて入力し、同一施設内の水面に係る面積が150㎡未満のものは合算しないこと。

また、「プール」の箇所数は、プールごとに1とすること。

- (9) 「青年の家・自然の家」には、社会教育法第3条の規定により設置している青年の家、少年自然の家について入力すること。

- (10) 上記(5)、(6)、(7)、(8)、(9)においては、管理・運営を委託しているものも含めること。

11 公有財産（調査表10表）

- (1) 調査時点 令和2年3月31日現在

- (2) 行政財産

ア 地方自治法施行令第166条第2項及び第3項の規定による財産に関する調書中、行政財産に係る土地（地積）及び建物（延面積）について入力するものであること。

イ 道路、橋りょう、河川、海岸、港湾、漁港については含めないこと。

- (3) 普通財産

ア 地方自治法施行令第166条第2項及び第3項の規定による財産に関する調書中、普通財産に係る土地（地積）及び建物（延面積）について入力すること。

イ 「その他」には、塩田、鉱泉地、池沼、牧場、原野、雑種地について入力するものであり、樹園地は田畑に含めるものであること。

- (4) 前年度報告数値に誤りがあった場合は、前年度数値は訂正せずに増減欄で修正すること。

12 基金（調査表10表）

- (1) 調査時点 令和2年3月31日現在

- (2) 地方自治法施行令第166条第2項及び第3項の規定による財産に関する調書中、基金に係る土地（地積）について入力すること。

- (3) 前年度報告数値に誤りがあった場合は、前年度数値は訂正せずに増減欄で修正すること。